

上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況

(2013年6月～2013年9月現在)

日中経済協会 上海事務所

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。

注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

1 『上海市・労災治療および治療費の清算管理弁法』

滬人社福発 [2013] 27号 人力資源社会保障局 2013/5/21 公布 2013/5/1 施行

『上海市労災保険実施弁法』に基づいて労働行政当局が公布した労災治療および治療費の清算方法について詳細を定めた法令。労災事故の報告、認定、労災保険の申請、治療費の適用範囲、労災治療の指定病院、および外来就業人員に関する労災保険の処理方法等について詳細に定めている。労働危険度の高いメーカー系の外商投資企業は必見の法令である。この法令は正式に施行された後に公布している「不思議？」な法令である。

2 『飲食サービス業食品安全管理指導原則』

食品薬品监督管理局 2013/6/24

『食品安全法』『上海市食品安全地方基準管理弁法』の規定に基づいて公布された上海市における地方性食品安全基準（DB基準）で、飲食サービス業を営む外商投資企業は必見の法令である。ここでは、「肉製品・水産品調理基準」「発酵肉製品生産衛生規範」「アイス製品生産衛生規範」「食品生産加工厨房衛生規範」「乾燥肉製品基準」「調味料中の硫化ナトリウム測定基準」を公布している。

3 『労務派遣業の行政許可に関する問題の通知』

滬人社関発 [2013] 32号 人力資源社会保障局 2013/7/1

『労働契約法』の改正および『労務派遣実施弁法』の規定に基づいて公布された。登録資本金が1000万元以上の労務派遣企業に適用する行政許可の申請に関わる諸規定を定めている。

4 『外省出身労働者の上海市城鎮養老保険および医療保険の参加に関する試行意見』

滬人社養発 [2013] 42号 人力資源社会保障局 2013/7/31 公布 2013/9/1 施行

上海市では2011年の『社会保険法』の施行を受けて、同年、上海市で就業する外省出身労働者の社会保険待遇を上海市戸籍労働者と同等にするまでの過渡期を5年とする時限立法を施行している。これによって主に養老保険と医療保険の関係機関や企業内の事務処理で大きな変化が生じてきた。この通知は医療保険の参加に関する規定で、60歳未満の男性、55歳未満の女性の外省出身労働者のうちで、上海市で就業登記期間中にありながらも戸籍所在地において医療保険に加入していない者は上海市の医療保険に加入できるとしている。

5 『上海市・外省農民労働者の社会保険加入情況』

滬人社福発 [2013] 15号 国家統計局上海市調査総隊 2013/7/2

これは法令ではないが、外商投資企業や各種の経済組織あるいは学術関係者にとってすがる興味深い政府報告なので本表で掲載する。これは上海市の統計局による市内の外省農民労働者の動態と社会保険待遇に関する調査結果であるが、2013年末時点で外来就業人員は約960万人で、このうち外省農民労働者が7割を占めている。また、この層のうちで上海市の養老保険等の社会保険に加入している者は約300万人、以下、調査では年齢、学歴、主に就業する産業および地域的な加入情況等についてセグメントしている。また、これらの労働者は製造業にもっとも多く分布し、すでに享受している保険状況等も判る。

6 『2013年における上海市・小城镇社会保険の養老保険に関する補充通知』

滬人社農発 [2013] 44号 人力資源社会保障局 2013/8/13 公布 / 施行

上海市における各層労働者の社会保険待遇の一元化については、郊外区の城鎮（小城镇）籍の労働者にも及んでおり、これが2011年7月より施行している『上海市・小城镇の雇用主およびその従業員の上海市社会保険への加入に関する問題の通知』であるが、本通知はこれを補充する通知で、2013年度の養老保険の受給額を定めている。

7 『上海市・都市労働者の社会保険納付料率の調整に関する通知』

滬府発 [2013] 62号 市人民政府 2013/8/28 公布 2013/10/1 施行

労働行政部門ではなく上海市人民政府が公布した重要な法令で、外商投資企業は必見の法令である。いわゆる三金（養老 / 医療 / 失業の三保険）の料率の引下げに関する法令で、生育保険分を除いて、いずれも企業負担分の現行料率を引き下げる。また、労働者個人の負担分は変更しない。この結果、社会保険で企業側が負担する比率は、養老保険分が21%、医療保険分の13%、失業保険分はこれまでの1.7%から1.5%に引下げることになる。しかし生育保険分は0.8%から1.0%に引き上げる。昨今メディアで話題になっている「チャイナリスク」の一因となっている人件費高騰を抑える効果を期待したものであるが、社会保険制度自体に人件費高騰を必然化するような大きな改革を実施している状況下での経済的効果は期待しがたいと思われる。

■ 8 『 国務院・上海自由貿易試験区総合計画案に関する通知 』

国発 [2013] 38号 国務院 2013/9/13

これは、上海市のローカル法令ではなく国務院が公布したものであるが上海自由貿易試験区（FIZ）総合計画の承認に関する行政通知であるために本表で掲載する。内容を概括すると、その設立理念、目標、実施範囲等を言及し、自由貿易、市場開放および外商投資を一段と深化させるために、主に金融 / 通関実務 / サービス貿易 / 物流 / 商務 / 税務 / 文化領域における各種政務サービスの向上を目的とした諸政策を定めている。上海市では、この国務院通知を受けて下表で概説する複数のローカル法令がやっつぎばやに公布している。

■ 9 『 工商行政管理総局・上海自由貿易試験区分局外商投資企業登記管理権限の授与に関する通知 』

滬府発 [2013] 40号 工商行政管理総局 2013/9/24 公布 / 施行

前出の国務院通知に基づいて工商行政総局が公布した通知で、自由貿易試験区における外商投資企業の登記に関わる管理権限を上海市工商行政管理局に下達する通知である。

■ 10 『 自由貿易試験区における外商投資建築プロジェクト企業の設立に関する通知 』

滬府発 [2013] 41号 市人民政府 2013/9/27 公布 / 施行

前出の国務院通知に基づいて自由貿易区における外商投資による建築施工企業の設立について定めた法令で、主にインフラの設計、建設、施工等に従事する企業が自由貿易試験区に進出を計画する場合は必見の法令となる。

■ 11 『 中国（上海）自由貿易試験区管理弁法 』

市政府令第7号 市人民政府 2013/9/29 公布 2013/10/1 施行

前出の国務院通知に基づいて上海市人民政府が公布した同地区の管理に関わる基本法である。全 36 条および 3 部の付属文書で構成しており、自由貿易試験区内の行政を取り仕切る管理委員会各部局の職責と職権、投資管理、管轄範囲、政務総合サービスの内容、処罰権限等を定めている。いわば自由貿易試験区における政務全体の管理に関わる法令で、適用範囲には外高桥保税区、同保税区物流園区、洋山保税港、浦東空港保税区（全体でほぼ 29 平方 Km）も含まれている。また、付属文書には自由貿易試験区管理委員会による業種別の審査認可実務や登記実務等の詳細を定めており、ここに進出を計画する外商投資企業あるいは外資企業は必見の法令である。

■ 12 『 自由貿易試験区外商投資プロジェクト登録管理弁法 』

滬府発 [2013] 71号 市人民政府 2013/9/29 公布 2013/10/1 施行

外商投資企業（国内再投資）あるいは外国企業が自由貿易試験区に進出する場合は、事前審査制度を廃止して、登録（備案）制度とすることを定めた法令。ただし、これは下表で解説するネガティブリストで制限または禁止されたプロジェクト以外に限られる。

■ 13 『 自由貿易試験区外商投資企業登録管理弁法 』

滬府発 [2013] 73号 市人民政府 2013/9/29 公布 2013/10/1 施行

外商投資企業（国内再投資）あるいは外国企業が自由貿易試験区に進出して域内で法人を設立する場合は、事前審査制度を廃止して、登録（備案）とすることを定めた法令。ただし、これは下表で解説するネガティブリストで制限または禁止されたプロジェクト以外に限られる。

■ 14 『 自由貿易試験区海外企業設立登録管理弁法 』

滬府発 [2013] 74号 市人民政府 2013/9/29 公布 2013/10/1 施行

自由貿易試験区内の企業の海外投資について事前審査制度を廃止して、登録（備案）とすることを定めた法令。

■ 15 『 自由貿易試験区外商投資特別管理措置（ネガティブリスト） 』

滬府発 [2013] 75号 市人民政府 2013/9/29 公布 2013/10/1 施行

外資企業が自由貿易試験区に進出する場合、その投資プロジェクトは 2011 年版（現行）の『外商投資産業指導目録』（中央規定）と『自由貿易試験区管理弁法』（地方規定）に基づいて実施するが、この法令の規定は区内の投資に関わる奨励項目を定めるのではなく、制限項目を定める手法を取っている。市場開放と外資の誘致を一段と促進する目的で設立する自由貿易試験区の主旨と現行の『外商投資産業指導目録』の規定は部分的に衝突する。このために一種の「特別措置法」として公布したものがこの法令（ネガティブリスト）である。つまり、論理的にはリストで言及する産業・業種・業態以外の投資プロジェクトについては投資が可能となることを意味する。このネガティブリストを一瞥すると、エネルギー、輸送インフラ、通信、金融、保険、不動産、娯楽、メディア等の分野で市場シェアを握っている既成大型企業や国有企業への配慮が窺える。ネガティブリストは国内経済政策のビューロクラフト内の市場開放派と現状維持派の間の攻防を反映したものを見ることも可能である。

■ 16 『 自由貿易試験区文化市場管理政策に関する通知 』

国務院文化部 2013/9/29 公布 2013/10/1 施行

前出の国務院通知に基づいて自由貿易試験区内における文化・娯楽・芸術・芸能に関連する企業法人の投資プロジェクトを定める通知である。

■ 17 『 危険化学物品審査要素に関する通知 』

滬安監危化 [2013] 93号 市安全監督管理局 2013/9/29 公布 施行

中央法の『危険化学物品安全管理条例』『危険化学物品生産企業安全生産許可証実施弁法』およびその関係法に基づいて上海の主管部門が公布した危険化学物品に関わる審査項目を定め、そのチェックリストも含まれている。したがって、『行政許可法』に基づいて「危険化学物品経営許可証」を保有する外商投資企業は特に必見の法令である。